

令和2年第3回豊後高田市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程〔第3号〕

令和2年9月10日（木曜日）午前10時0分開議

※開議宣告

日程第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（16名）

1 番 於 久 弘 治
 2 番 毛 利 洋 子
 3 番 中 尾 勉
 4 番 黒 田 健 一
 5 番 井ノ口 憲 治
 6 番 阿 部 輝 之
 7 番 土 谷 信 也
 8 番 成 重 博 文
 9 番 中山田 健 晴
 10 番 松 本 博 彰
 11 番 河 野 徳 久
 12 番 安 東 正 洋
 13 番 北 崎 安 行
 14 番 河 野 正 春
 15 番 菅 健 雄
 16 番 大 石 忠 昭

○欠席議員（0名）

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 安 田 祐 一
 総括主幹兼庶務係長 黒 田 祐 子
 総括主幹兼議事係長 大 塚 栄 彦
 専門 員 小 門 敏 宏

○説明のため議場に出席した者の職氏名

市 長 佐々木 敏 夫
 副 市 長 堤 隆
 市参事兼総務課長 佐 藤 之 則
 市参事兼財政課長 飯 沼 憲 一
 企画情報課長 丸山野 幸 政
 地域活力創造課長 川 口 達 也
 税 務 課 長 田 中 良 久
 市 民 課 長 黒 田 敏 信

保 険 年 金 課 長 大久保 正 人
 社 会 福 祉 課 長 田 染 定 利
 子 育 て 支 援 課 長 水 江 和 徳
 健 康 推 進 課 長 清 水 栄 二
 人権啓発・部落差別解消推進課長

後 藤 史 明
 環 境 課 長 阿 部 幸 喜
 商 工 観 光 課 長 河 野 真 一
 農 業 ブ ラ ン ド 推 進 課 長 黒 木 雄 二
 耕 地 林 業 課 長 早 田 博 昭
 建 設 課 長 永 松 史 年
 市参事兼上下水道課長 早 尻 真 一
 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 尾 形 稔
 農 業 委 員 会 事 務 局 長 佐々木 真 治
 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 監 査 委 員 事 務 局 長

藤 重 深 雪
 市参事兼地域総務二課長兼水産・地域産業課長

大 力 雅 昭
 市参事兼消防長 隈 井 智
 総務課 参事兼総務法規係長

小 野 政 文
 総務課 課長補佐兼秘書係長

都 甲 さおり

教育委員会

教 育 長 河 野 潔
 教育総務課長兼地域総務一課長

植 田 克 己
 学 校 教 育 課 長 衛 藤 恭 子
 文 化 財 室 長 板 井 浩

○議長（河野徳久君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、発表をいたします。

委員長に、6番、阿部輝之君、副委員長に、4番、黒田健一君、以上のとおりであります。

○議長（河野徳久君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告表の順序により、3番、中尾 勉君の発言を許します。

3番、中尾 勉君。

○3番（中尾 勉君） 皆さん、おはようございます。ここ数年、毎年のように甚大な被害をもたらした

9月10日

ている自然災害、今年7月の九州豪雨、日田市、由布市、玖珠町では、河川の氾濫、冠水被害等起こっております。また、9月には台風10号、本市におきましても、農産物、ビニールハウス等の被害が確認をされているところがございます。九州豪雨、台風10号でお亡くなりになりました皆様に謹んで哀悼の意を捧げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いと一日も早い復旧を願っています。

通告に基づきまして、一般質問をいたします。

1点目、人権への配慮についてでございます。

新型コロナウイルスの緊急事態宣言解除から3か月が経過をいたしました。大都市圏を中心に再拡大し、大分県においても第2波と確認をされています。緩やかに終息に向かっているという報道もございますが、県下での感染者は今なお拡大をいたしております。本市におきましても、8月に学校関係者を含む4名、医療関係者1名の感染が確認をされたところがございます。新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染した方や対策に携わった方々等に対する偏見や差別、インターネット、SNS上における誹謗中傷、様々な場面での心ない言動が広がっています。提案理由説明の中でも市長からのお願いとして、誰もが感染をする可能性がある感染症ですということでした。人権に配慮した適切な行動をお願いしますともありました。

そこで、質問でございます。

1点目、学校現場における対策について。2点目、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷を許さない具体的な取組についてお伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（河野徳久君） 学校教育課長、衛藤恭子君。

○学校教育課長（衛藤恭子君） それでは、新型コロナウイルス感染症が拡大する中での人権への配慮についてのご質問にお答えいたします。

議員仰せのとおり、新型コロナウイルスには誰もが感染する可能性があり、感染への不安から不当な差別や誹謗中傷などが全国的に起こっています。そのため、学校現場では、まず児童生徒、教職員が、新型コロナウイルス感染症を正しく理解すること、最新の科学的な知見等を知ることに取り組んでいます。正しく知ることが過剰な不安を避け、一人一人が感染防止のための新しい生活様式を実践することにつながると考えています。

2学期の始業式の前日には、市内小中学校全てのご家庭に教育長からのメッセージを届けました。そ

の中で、不確かな情報や間違っただけの情報をうのみにせず、思いやりの心とともに正しい知識の下に一人一人が行動することの大切さについて記し、人権への配慮を呼びかけました。そして、各学校において2学期の始業式でありました8月21日に、改めて新しい生活様式の実践と人権に配慮した行動について、文部科学省や大分県こころとからだの健康支援センターから提供いただいた資料を活用して、感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見等について考え、適切な行動が取れるように授業などを行いました。もし自分が感染したり症状があったりしたら、周りの人にどうしてほしいかということを考えて行動することや、心ない言葉を発していることがあったら、同調せずにやめようよと声を上げること、やめようよと言えない時は、周りの大人に相談することなどを改めて確認し、教職員自身が行動で示すよう取り組んでいます。また、スクールカウンセラーと連携し面談を行うなど、子どもたちの心のケアを継続的に行っております。

また、先日、文部科学大臣から児童生徒、保護者や地域の皆様、教職員をはじめ学校関係者向けのメッセージが届きました。その中でも、感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないことを強く訴えており、感染を責める雰囲気があると、医療機関での受診が遅れたり、感染を隠したりすることにもつながりかねず、結局は地域での感染の拡大につながり得ます。その点からも差別等を防ぐことは必要なことだと記されています。

感染者に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さないために、市長の提案理由の中にもありましたように、不確かな情報に惑わされて人権侵害につながるということがないように、公的機関が発表する正しい情報に基づいて人権に配慮した適切な行動を取ることを私たち大人が子どもたちに示し、一人一人が優しさを持って新型コロナウイルス感染症への対策を行っていくことが必要であることを再確認し、学校現場で今後も取り組んでまいります。

以上です。

○議長（河野徳久君） 3番、中尾 勉君。

○3番（中尾 勉君） ありがとうございます。教育委員会としても様々な対策に取り組んでいただいているということにつきましては評価できるというふうに思っていますし、また子どもたちのために引き続き頑張っていただきたいというふうに思います。

また、答弁の中にもありました文部科学大臣からのメッセージ、発信するという非常に異例な事態というふうになっていると思っております。新型コロナウイルスは誰がかかってもおかしくない病気で、かかった方が一番辛いんだろうと思うし、きついというふうに思っています。新型コロナウイルス感染症を理由とした不当な差別、偏見、いじめ等は絶対に行われぬように、私たち市民一人一人が思いやりを持って行動ができるようお願いをして、次の質問に移ります。

2点目でございます。国道213号真玉海岸の消波ブロックの増設に係る県への働きかけについてでございます。

真玉海岸は、皆さんもご存じのように恋叶ロードの沿線にある真玉海岸といえば、日本夕陽百選にも選定をされている観光スポットとなっております。しかしながら、北西の風が強くなります12月から2月にかけて、満潮時には車道まで波が打ち上がっている状況が見られます。交通事故等、私の考えですけど、やはりちょっと危ないなというふうに思っています。県への早急な対策について働きかけができないか、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（河野徳久君） 建設課長、永松史年君。

○建設課長（永松史年君） それでは、国道213号の高波対策に係る県への働きかけについてお答えします。

議員よりご指摘のありました国道213号の真玉海岸沿線における波しぶきにつきましては、特に冬場において、堤防を越え、道路まで波が跳ね上がる状況があり、通行に支障を来すことも考えられます。

本路線につきましては、平成15年度に歩行者や通行車両の安全性の向上を図るための道路改良工事が完成し、その際にも消波ブロック等の対策は行われておりましたが、満潮時には天候によって国道に波が打ち上げられる状況が頻繁に発生していたため、市としましても、この状況について県土木事務所に対し相談を行ってきた経過があります。県においては、このような状況に対しまして、平成26年度から27年度にかけて、消波ブロック約1,000個の増設を行い対策を講じていただいたところであります。これにより、堤防を越える波しぶきに対する一定の効果は得られたものとして、対策については解消済みとなっている状況で、現時点において具体的な整備計画はないとのことであります。

しかしながら、本路線は、本市における物流面や観光面において重要な道路であり、県においても地域ネットワークを結ぶ幹線道路の一つとしても位置づけられていることから、市としましても早期に堤防を越える波しぶきに対する影響調査と改善を行っていただきたいと思っておりますので、改めて県土木事務所に対し改善の要望を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 3番、中尾 勉君。

○3番（中尾 勉君） 平成26年から27年にかけては1,000個の増設をしたということです。現実には、私も何回かそういった、波しぶきという程度のものじゃないような気がしますけども、かなり波が、しぶき程度じゃなくて、かなり車にかかる程度のやはり波が起こっているというふうに思っています。

ただ、期間的に非常に季節的なものがありますし、大潮というふうな条件も重なった場合だろうと思えますし、また件数的には少ないんだろうというふうに思っていますが、やはり危険性を考えますと非常に交通量等も多いし、観光客もたくさん通る道路でありますので、ぜひとも引き続き、粘り強く県のほうに働きかけをお願いしたいというふうに思います。

質問を終わります。

○議長（河野徳久君） 一般質問を続けます。

1番、於久弘治君の発言を許します。

1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） 議席番号1番、於久弘治でございます。今回の一般質問は、国を挙げて普及を進めていますマイナンバーカードについて質問させていただきます。よろしくお伺いいたします。

マイナンバーという言葉については、多くの市民の方もご存じだと思います。記憶にも新しいかと思いますが、マイナンバー制度は、平成28年度から運用が始まり、今年で4年目となるまだ新しい制度です。運用開始時には、今私も持っていますマイナンバーカードまで取得することは個人に一任するのみで、徐々に普及するだろうと国は安易に捉えていたため、実際、蓋を開けてみますと、令和2年8月31日現在の約3年半で普及率は全国で僅か19.34%にとどまり、5人に1人しかカードを持っていないこととなります。同時に、約2年後の2022年度末には全国民にカードを普及させる国の目標の達成も難しくなっています。国もカードを保有された方には5,000円相当のポイントがつくマイナポイント事業

9月10日

を推し進めるなど手厚い施策を行ってはきていますが、いま一つ普及効果が現われていないところがあります。

そういった状況下の中、本市ではマイナンバーカードについて、現在、普及啓発をどのように行っているのか、並びに今後普及に向けてどのように取り組まれていかれるのかについてご質問いたします。

○議長（河野徳久君） 市民課長、黒田敏信君。

○市民課長（黒田敏信君） それでは、マイナンバーカードの普及啓発に関するご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードは、外国人を含む日本に住民票がある全ての方が持つ12桁の番号により個人を識別するカードとなっております。平成27年10月にマイナンバー通知が行われ、翌平成28年1月から本格運用が始まり4年8か月が経過しております。

このマイナンバーカードの本市の普及率でございますが、集計が確認される本年8月31日現在の交付件数は4,132件で、交付率は18.26%となっており、大分県下18市町村では7番目となっております。全国では19.34%となっております。

当市の普及啓発に関する取組といたしましては、政府の消費活性化策として民間のキャッシュレス決済サービス、例えば〇〇ペイなどの決済サービスを利用すると25%、上限5,000円のポイントが付与されるマイナポイント事業が9月1日からの利用開始となりました。このポイントを取得するには事前の予約が必要なことから、市報5月号から順次マイナンバーカードの早期作成とマイナポイントの手続方法について周知を図り、市民課窓口で支援させていただいております。

また、来年3月からマイナンバーカードが保険証として利用されることに伴い、市報8月号、9月号でお知らせをしているところでございます。

今後、運転免許証もマイナンバーカードとの一体化が検討されており、さらに用途拡大が見込まれることから、早期のカード取得をお願いするものでございます。

マイナンバーカードをお持ちでない方は、パソコンやスマートフォンによる申請が簡単で便利であります。これらをお持ちでない高齢者などの方々へは、郵送での申請をサポートしたり、高齢者サロンでの説明会を行うなどの支援を行っております。

今後、他市の参考となる取組を検討し、さらに普及率の向上に努めてまいりますので、ご理解のほど

お願いいたします。

以上であります。

○議長（河野徳久君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） それでは、再質問いたします。

先ほどの課長の答弁内容と重複する部分があると思いますが、まず1点目は、スマートフォンを利用されている若者世代を中心とした方々とお持ちでない高齢者の方々のマイナンバーカードを持つことによるメリットについて、それぞれ分けてお聞きしたいと思います。

2点目は、先ほど、普及啓発活動についてお伺いいたしました。こちらも先ほどと重複するかと思いますが、若者世代向けと高齢者向け、それぞれに分けての啓発活動は何か考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（河野徳久君） 市民課長、黒田敏信君。

○市民課長（黒田敏信君） 於久議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目、マイナンバーカード取得の若者と高齢者のメリットは何かということでございますけれども。

若者のメリットにつきましては、一般的にスマートフォンや自宅のパソコンを使い、比較的迅速に手続ができます。例えば、児童扶養手当の現況届などのオンライン申請ができるということでございます。

また、高齢者のメリットでございますけれども、高齢者の方が運転免許証を自主返納されるケースが多々ありますので、顔写真付きの公的身分証として活用していただけるものと考えております。

それから、2点目ですけれども、若者、高齢者の啓発活動はどのようにしていくかということですが。

先ほどご答弁申し上げておりますが、引き続き市報で周知を図るとともに高齢者サロン等でご希望があれば説明会に伺って対応していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（河野徳久君） 1番、於久弘治君。

○1番（於久弘治君） それでは、再々質問いたします。

マイナンバーカードの申請手続は、どなたも一度は市役所に出向いていただき、パスワードや暗証番号の設定が必要となり、面倒だなと感じる方も多くいらっしゃると思います。さらに、マイナポイント

を取得しようとして高齢者の方々はネットで申請する行為自体に抵抗を持たれる方も多くおられることでしょう。

そこで、マイナンバーカードの申請支援、サポートはどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

○議長（河野徳久君） 市民課長、黒田敏信君。

○市民課長（黒田敏信君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどご答弁申し上げたとおり、窓口での支援と、あと高齢者サロン等での説明会など、そういったものでたまたまのところ対応していきたいというふうに考えております。

総じて、推進方法につきましては、利便性を皆さんに周知するとともに、地道に取組として対応していくしかないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 於久議員、一応、もう3回が終わったんですけど。

（○1番（於久弘治君） すいません、以上で質問を終わります。ありがとうございました。）

○議長（河野徳久君） 一般質問を続けます。

2番、毛利洋子君の発言を許します。

2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 議席番号2番、公明党の毛利洋子でございます。通告に従いまして、2項目の質問をいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続いている中、医療従事者の方々をはじめ、困難が続く社会を支えてくださっている皆様に心から感謝を申し上げます。第2波とも取れるように、大分県内においても感染者数が増加傾向にあります。また、市民生活や経済活動は大変厳しい状況が続いており、先行きが見通せない状況でもあります。そういった中、国の特別定額給付金10万円や事業者向けの各種助成金をはじめ、市独自の支援策として定額支援金やお買物促進事業、事業者向けの家賃補助や各種施設への感染防止対策など、佐々木市政においてはいち早く職員一丸となって、市民の健康や生活を守り、また市内中小企業の事業継続など迅速にご対応されておりますことに敬意を表するとともに、今後もさらなるご尽力を頂きますようお願いするところでございます。

初めに、新型コロナウイルスの関連でご質問をさせていただきます。

感染症への警戒が高まる中において、今年の冬の

インフルエンザの発症や重症化のリスクが心配されております。インフルエンザと新型コロナは発熱等の症状が共通で、診断だけで区別するのは難しいとも言われています。先月26日、厚生労働省の専門部会は、今年の冬のインフルエンザワクチンについて、高齢者や医療従事者、妊婦、子どもを優先接種の対象とする案を了承したと報道されています。新型コロナウイルスとの同時流行が懸念される中、医療現場の負担を軽減し、自身や周囲を守るには予防接種でインフルエンザの発病や重症化のリスクを抑えることが重要になると言われています。

そこで、本市では独自施策として、昨年度まで高齢の方と中学生以下のお子さんを対象にインフルエンザの予防接種費用が助成されていますが、本年度の実施計画について伺います。

また、昨年度の実績は5,036名として示されています。本年度は特に新型コロナウイルスの感染が拡大する中、インフルエンザについても感染を警戒する人が急増しており、ワクチンが不足するおそれが出るかもしれないと言われています。そのため、今年10月以降、市の助成制度が実施されるのであれば、あくまで接種するかは個人の判断でございしますが、特に重症化しやすいと言われている高齢者の皆さんへ助成制度と接種の呼びかけをお願いしたいと思っておりますが、感染症予防の啓発についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（河野徳久君） 健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長（清水栄二君） インフルエンザ予防接種の啓発についてお答えいたします。

市では、インフルエンザの予防接種を希望する高齢者及び中学生以下の子どもを対象に接種料の助成を行っております。高齢者インフルエンザ予防接種については、予防接種法に基づく定期接種として、65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓、または呼吸器の機能に障がい等を有する方等を対象に、自己負担1,000円での接種を実施しております。中学生以下の子どもを対象とした乳幼児等インフルエンザ予防接種については、任意の予防接種とされており、市では上限2,000円の助成を実施しているところであります。実施期間は、いずれも毎年10月1日から翌年1月31日の間で、その期間内の接種が助成の対象となります。

本年度は、特に新型コロナウイルスとインフルエンザが同時流行する可能性があり、接種を希望する方が増えると見込まれており、国においては希望者

9月10日

が殺到するなどの混乱を避けるため、まずは重症化リスクの高い高齢者などから優先的に接種を呼びかけることとしております。

ご質問の対象者への啓発については、このような状況を踏まえて、開始時期である10月に向けて市報及びホームページ、ケーブルテレビを活用し、インフルエンザの予防接種の必要性や助成制度の周知を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 本年度の冬に限ってはコロナとの関連がありますので、どうか徹底した呼びかけをお願いいたします。ありがとうございます。

次の質問に入ります。災害時の高齢者対策個別計画についての質問です。

本年7月、集中豪雨被害に遭われた熊本県では、死者70名、そのうち8割が65歳以上で、高齢者や障がいのある方で、自力での避難が困難な方が被害を受けております。災害対策基本法により、市町村には避難行動要支援者を把握するための避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられています。国は、さらにその名簿を基に一人一人が支援者、そして具体的な避難方法をあらかじめ決めた個別計画を作成することを奨励しています。しかし、昨年6月時点では全体の要支援者名簿作成済みは1,720市区町村では12%、一部作成50%、未作成38%が現状です。高齢者を災害から守るためにも、普段から避難行動支援者と接する方に個別計画の作成をサポートしてもらい、その必要性を広めてもらうなど、これまでとは異なる取組が求められています。

先進的に取り組んでいる兵庫県や大分県の別府市では、ケアマネジャー、福祉専門職の方が地域とともに福祉事業所に対し報酬を支払うなど、災害時、介護と連携して避難行動要支援者の個別計画の推進を図っています。

現状把握を災害時において独りでも多くの方の命を救えるよう、徹底した取組をしていく必要があるのではないのでしょうか。本市における避難体制、個別計画についてのお考えをお伺いします。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、災害時における高齢者等の避難対策としての個別計画についてのご質問にお答えをさせていただきます。

近年、全国的には大きな災害が頻発しており、今夏におきましても、7月の豪雨によりまして、九州

はもとより広範な地域において多くの人命や家屋への被害のほか、ライフライン、地域産業等に甚大な被害が生じております。そのような災害時における高齢者や障がい者といった、いわゆる災害弱者の避難支援につきましては、どの災害におきましても対応の難しさが浮き彫りになる大きな課題であるというふうに考えております。

これまで本市では、平成25年6月の災害対策基本法の一部改正を受けまして、市町村に義務づけられました避難行動要支援者名簿の整備に努めてきたところでございます。現在の名簿は、自力で避難することが不安な80歳以上の高齢者、また要介護度3以上の介護を必要とする高齢者や障がい者といった災害時に支援が必要な方2,318名を登録しております。そのうち、緊急連絡先やかかりつけ医など詳細な情報を登録し、自治委員さんや民生委員さんへの情報提供に同意いただいた方1,464名分を個別の要援護者台帳として整理をしているところでございます。

ご質問の個別計画とは、災害時に自力避難が困難な高齢者や障がい者が逃げ遅れることを防ぐため、避難行動要支援者名簿を基に、一人一人の心身の状況であったり、避難所の位置や移動方法、避難所での対応など、事前に把握しておく個々に即した計画でございまして、市町村に対しましては作成することが望ましいとする努力義務となっております。

本市におきましては、これまで取り組んでまいりました要援護者台帳の情報をさらに掘り下げ、個別計画としても活用できるよう取組を進めているところでございます。

しかしながら、全国的に見ましても、避難行動要支援者名簿に登録されている全員の個別計画の作成が終了している市町村は12%程度と低調でありまして、本市におきましても、全ての情報を網羅した個別計画と言えるまでのものには至っておりません。

この要因といたしましては、対象者ごとの心身の状況の変化をリアルタイムに反映することが難しく、個人情報といったデリケートな部分でもございます。ご本人からの情報を得にくいといった状況がございます。このような状況を受け、内閣府は、個別計画の作成を促す具体的な仕組みの検討に入っており、その中で日常的に高齢者のケアに当たっている福祉職、具体的にはケアマネジャーの皆さんに作成に関与してもらうことが効果的であるとして、その活用について検討がなされているようでございます。

本市といたしましては、災害弱者の皆さんが災害

時においても安心して逃げ遅れることなく避難ができることは大変重要なことであると考えております。引き続き、個別計画となり得る要援護者台帳の整備に向け、先進事例などの研究や効率的なシステムの更新など、ハード、ソフトの両面から効果的な手法を検討するとともに、国の示す新たな仕組みなど国の動向にも注視してまいりたいと考えております。

○議長（河野徳久君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 再質問をいたします。

災害時要援護者支援と個人情報保護の関係についてお伺いします。

災害対策基本法が改正され、災害時要援護者の避難対策における個人情報の取扱いが明確になりました。本人からの同意を得たものは、平常時でも避難関係者に情報提供でき、災害時には本人の同意がなくとも名簿情報が提供できるなど、名簿の整理と情報提供が大きく進むものと期待されています。課題は、いかに多くの対象者を登録していくのか、手挙げ方式や同意方式だけでなく、さらには家庭訪問を通して直接本人とやり取りを行いながら丁寧に進めていくなど、本市のお考えを伺います。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、再質問にお答えをいたします。

議員もご案内のとおり、東日本大震災を受けて、今回、災害対策基本法の改正が行われました。平時に整備した避難行動要支援者の情報につきましては、災害時に本人の同意を得ずとも避難支援であったり安否確認といったようなものに活用することを前提に、その名簿情報を関係者に提供することができるとされております。

この改正を受けまして、本市におきましても、住民基本台帳などの行政情報、それから自治委員さん、民生委員さんからの個別情報を基に、随時、対象者の把握や名簿の整理、情報の更新に努めているところでございます。

お尋ねの個別計画作成に必要な本人の同意の進め方でございますが、これまで自治委員さん、民生委員さんなどのご協力を頂く中で個別の声がけなどを行ってまいりました。今後も、同意を図る意味でそういった活動を続けてまいりたいというふうに思っております。

また、先ほども申し上げましたけれども、今、国のほうで検討されておりますケアマネジャーの関与でございますが、こういった場合にでも同意の取得

ということで取り組んでいきたいというふうに考えております。それ以外にも様々な方法があるというふうに思っておりますので、先進事例等を調査しながら、しっかりと進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 2番、毛利洋子君。

○2番（毛利洋子君） 本市の対策のさらなる充実を期待しまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（河野徳久君） 一般質問を続けます。

16番、大石忠昭君の発言を許します。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 日本共産党の大石忠昭でございます。通告順に一般質問を行いたいと思います。

一般質問は、私ども議員にとっては年4回の定例議会でしかできません。しかも、1人1時間という時間制限があります。今からの1時間は、私にとっては非常に貴重な時間であります。何とか通告している部分を全部答弁を求めたいと思いますので、質問された部分を市民にとって分かりやすい言葉で簡潔に答弁してもらいたいと思います。一般質問というのは、基本的には政策議論をする場でありますので、市長の考え方を聞きたいと思うんです。

まず最初は、新型コロナウイルスの対策についてであります。

これは、今年の3月議会でも1時間とってこの問題だけを議論いたしました。6月議会でも行いました。よって、今回どうしようかなと思いましたが、市長に2つのことだけを聞きたいと思うんです。どちらも国に対する問題なんです。佐々木市長が、市独自の対策事業を県下に先駆けているいろんなアイデアに基づいて、市民の要望に基づいて実施しております。そういう点については高く評価いたします。

実はそれでも、今回全国的に見ても、大分県でも、あるいは豊後高田においても、前よりは、1次の時よりも今回のほうが感染をして確認された方が断然多いんです。特に東京などは大変な問題でした。今、一応、豊後高田についても落ち着いておりますよかったですと思っておりますけれども、また秋から冬にかけて第3波が来るんじゃないかと危惧されております。

それで、質問をします。それは、私は、1つは、市の問題もあるけれども、市長頑張っていますけれ

9月10日

ども、国の問題が一番大きいんです。まず、私は、市長として市民の命や暮らしを守るためにも、豊後高田市を守るためにも、何とかこの感染拡大を抑制すると、終息に向かって国挙げて努力をしてもらいたいと思うので、今度は総理も替わることだし、やっぱり新しい総理に向かって、私は、一つは検査体制を抜本的に拡充されると、これは、その1か月間、2か月間でも、私、毎日新聞を読んでいますけれども随分変わりました。どう変わったかという説明は一切要りません。さらに変えなければ、最近の話では、国のほうがPCR検査についても集団感染が起こったら、そのまま職場、あるいは地域などについても全面的に検査をやるようにという要請をするとか、あるいは定期検査の要請とかいう、要請という言葉を使っているけれども、実際には金は出さないということになっているので。やっぱり、国の責任で予算を大幅に組んで、特に無症状の方を早く発見して、早く保護するということがないと収まらないんです。その辺の医療体制の抜本的強化を佐々木市長として国に働きかけてもらいたいのが1つです。

2つ目は、医療機関で働く皆さん、本当にご苦労でございます。敬意を表したいと思うんですけども。その皆さん方や福祉の職場、介護の職場、そういうところは、やっぱり集団感染のリスクが高い職場なんです。だから、そこで働いている従業員の皆さんやそこに出入りをする業者の皆さんの集団感染を防いでいくためには、ここの定期検査が要するというふうには私は思います。これも市だけでできることやないから、市でやれということを行っているんじゃない。佐々木市長が、何とか、全国的に抑制をされる、終結方向に向かっていくためにも、そういうことを働きかけてもらいたいのと思いますが、働きかけるか働きかけないかだけでいいです。あと一切説明は要りません。どうでしょうか。

市長に答えてもらえませんか。

○議長（河野徳久君） 健康推進課長、清水栄二君。（○16番（大石忠昭君）働きかけるか、かけないかだけでいいです。時間がないから。）

○健康推進課長（清水栄二君） 新型コロナウイルス対策についてお答えいたします。

医療機関、介護施設、福祉施設で発生する新型コロナウイルスの集団感染につきましては、近隣地域や社会へ与える影響が大きく、そこで働く職員は、感染予防対策は最も重要な職種であると考えています。PCR検査体制の拡充及び医療機関、介護施設、

福祉施設などの職員や出入り業者への定期的なPCR検査の実施に向けた働きかけをとのことでございますが、本年8月28日に出されました新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組の中で、国が県に対し、新型コロナウイルスの抗原簡易キッドによる検査の拡充とともにPCR検査や抗原定量検査の機器について整備促進を促し、必要な検査体制の確保を行うことや、感染者が多数発生している地域等で医療機関、高齢者施設等に勤務する者などに対し定期的な検査を実施するなどの指針が示されたところであります。

また、大分県におきましても、現在PCR検査を1日当たり最大762件実施できるよう検査体制の拡充を行っていただいております。かかりつけ医での抗原検査キッドを活用した検査の実施も行えるような体制を整備していただいているところであります。

また、感染者が発生した場合も、迅速に濃厚接触者や感染経路を特定し、必要に応じて検査対象者を拡大して検査を行うなど、感染拡大防止に努めていただいております。

市といたしましては、今後も引き続き感染状況を注視し、一層、県保健所及び医師会など関係機関と連携を行い、感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（大石忠昭君） 議長、議事進行についてお願いします。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議事進行でいいですか。

○議長（河野徳久君） はい、いいです。

○16番（大石忠昭君） 議事進行で発言します。

今の答弁は、質問に答えていないんです。質問の分については一言もないんです。だから、働きかけないなら働きかけないでも答弁です。そういうことがないんです。もう一回、市長に答弁させてもらえませんか。

○議長（河野徳久君） 聞き取りの時に、この通告表にありますように、打合せをしたと思うんです。それでもう、今日、今質問の時に入ってから、大石議員の考え方は、もう小さいことはいい、働きかけるかかけないかだけを答えるちゅうて、今質問したと思うんです、私としては。だから……。

○16番（大石忠昭君） 質問の説明したときもその2つのことしか言っていません。働きかけるかどうか。私の質問趣旨は。

○議長(河野徳久君) ちょっと休憩してください。
しばらく休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

○議長(河野徳久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

健康推進課長、清水栄二君に答弁を求めます。

○健康推進課長(清水栄二君) それでは、ご答弁申し上げます。

先ほどご答弁いたしましたけども、そういった内容でありますので、国においても検査体制の拡充について議論しておりますし、県においても検査体制の拡充が現在行われております。そういったことから、改めて国、県への働きかけについては、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長(河野徳久君) 16番、大石忠明君。

○16番(大石忠昭君) 議長、今、分かったでしょう。聞き取りの時に違うことがあったんじゃないかと、ないちゆうたでしょう。ただ働きかけるか、働きかけないかという質問だということを言っているんです。それは市長じゃないといかんよと言っているんですよ。市長、答えないでしょう。

実は、日本共産党は8月3日の日に、佐々木市長に対して文書でこの種のことを4項目、申入れをしているんです。文書回答を求めていますけど、文書回答もないと。同じような文書を、県にも各市申込みしていますけど。宇佐の回答書を見せてもらいましたけどね。

高田は、ないちゆうから、そんなら一言でいいよと。一言でいいから、働きかけんなら働きかけんでもいいから、働きかけないと言えば、なぜかという理由を聞けばいいわけです。一問一答方式ですから、そういうやり方じゃないと詰めた議論ができません。

今のところ、議長、再質問じゃないんですよ。あの席から答弁させていいんですか。ここでしょう。最初の答弁は取り消しますと。質問に答えて、こう答えますならいいです。それも働きかけるかどうかというのが質問なんです。ところが、その理由のほうをだだら言うたでしょう。県がこうなって、国がこうなって、そんなことは私は分かりきった上で聞いているんですよ。

それでも、全国知事会についてはあるいは大分合同新聞の8月何日号か見てごらん。そういう国が方

針を変えて、どんどん変わってきているんですよ、国は。それに対して、県知事会は不満を持っているんです。そんなこと、地方に任せるだけじゃ駄目だと、予算をもっと組めということになっているわけね。だから、私聞いちよるのは、そういうことを市長としても新しい総理に対して働きかけてもらいたいと。総理が新しくなるんだから。やっぱり佐々木市長もすごいねと、全国の市長の中でもそれだけ堂々と新しい総理に働きかけたつたら、そりゃ、立派なもんだということで評価が高まるんじゃないんですか。私の指摘することが大事じゃないんですか。私は2つのことを言っているんですよ。そのことを理解しとつたら、一番ポイントじゃないですか。

市長、答えてください。それだけです。

○議長(河野徳久君) 大石議員に申し上げます。

担当課長の答弁も、市長の答弁として私は理解しておりますのでご理解ください。

(○16番(大石忠昭君)私はそれでは納得しません。市長自身がね……。)

○議長(河野徳久君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) それでは、再質問です、今度はね。

なぜ働きかけないのか、一言で言ってください。

市長、政策的な問題ですよ。これ、市長しかできないことなんですよ。どうでしょうか。これ、答えきれば、市長の評価は上がりますよ、すごいなど。答えんかったら、何ですかとなりますよ。私は市長にね……。

○議長(河野徳久君) 大石議員。

○16番(大石忠昭君) 議長は働きかけないというのが市長の言葉だというから、なぜかちゆう質問をしちよるんです。なぜ働きかけないかちゆうことを聞いてください。市長、答えてください。なぜなのか。

○議長(河野徳久君) しばらく休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時1分 再開

○議長(河野徳久君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

再質問の答弁として健康推進課長、清水栄二君。

○健康推進課長(清水栄二君) それでは、再質問にお答えいたします。

国への働きかけにつきましては、先ほどもご答弁いたしましたとおり、国においても様々な検討をされておりますし、県においても検査体制の拡充を図っ

9月10日

ていただいております。そういった意味から現時点においては、働きかけについては考えていないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） そんなことは分かり切ったことなんですよ。私が言っているのは、専門家を入れて対策会議を開いて、もうそれは日々やっていることはもう承知のことなんですよ。

私が言っているのは、新しい総理大臣に誰になるか、それは選挙の結果しか分からんけど。やっぱり市長が率先して地方の声を届けると、今、検査体制を抜本的に変えることやと、集団感染を何人もかかるといかんからな、そのためには市長の判断で定期検査ができるようになったんですよ。その予算は全額国につけてくれということ、新しい総理に働きかけてもらいたいというんです、市長、その意味分かりませんか。それもできないんですか。あなたでできないんですか。そんなことできないんですか、お金が要ることじゃないでしょうか。議長、市長の答弁をやってください。課長の答弁はもう要りません。要りません

○議長（河野徳久君） 健康推進課長、清水栄二君。

（○16番（大石忠昭君） 要らないち言うのにするんかえ、課長。）

○健康推進課長（清水栄二君） 再々質問にお答えいたします。

先ほどもご答弁いたしましたけども、現時点においては様々な取組を行っていただいておりますので、働きかけについては考えていないということをご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 議長が会議をさばいていますから、議長の指示に従いますけど。やっぱり今、市民がケーブルテレビで聞いている方もおると思いますが、これでは納得しないと思えますよ。やっぱり日本の政治、世界政治も同じですよ。やっぱり住民の声が政治を動かすんですよ。

佐々木市長の、例えばお買物のサービス事業を始めたのも、これは日本一ですよ。日本では初めてのことでですよ。なるべくそういう疑いがあったら家から出たらいかんと、買物に行っても不安ということで買物サービスを始めたんでしょう。こういうアイディアはすごいことですよと評価しているんですよ。

だけど問題なのは、今度の第2波の状況から見て、

東京の状況から見ましても、やっぱり無症状の方を早く検査をして、早く保護しないと、どんどんどんどん広がるばかりです。だから、国に働きかけてほしいということでしたけれども、とうとう答弁がありませんで残念です。

今後についても、議長も私の質問の趣旨をよく理解されておいて、それ以外のことを答弁させてください。これだけで15分もかかったんですよ。私は責任があります。全部やりたいんでね、いいですか。

コロナに続いて今度は猛暑が続いていまして、今年は特に梅雨が長かったんですよ。高齢者などは外出規制によってなるべく外に出ない。だから体が鍛えられていない中で猛暑ですから、非常に熱中症にかかりやすい状況にあって、全国的には大きな社会問題になっておるんです。

それで、私はそういうことになりかねないので、6月議会で市独自でもエアコンがまだにない高齢者世帯や生活保護世帯などについては、3万円でも5万円でもいいから助成をして設置を促進したらどうですかという提案をしたんですよ。市長は最終的には議員の提案ですから検討しますというような答弁をしましたが、だけども全然、もうこのまま夏が過ぎようとしているから、もうこのまま問題がなければいいなと思って今は考えておりますけれども、今年ではできなくても来年に向かって、全国調べてみました、私なりにいろんな資料を持っていますけど。

やっぱり未設置の状況の高齢者や生活保護者世帯に対して、設置するというのは政治の責任ですよ。この点について助成制度、そして市民の命や暮らしを守るということにはどう考えるのか、その辺現状どうなっているのか、また後で聞きます。問題があれば。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、熱中症対策についての高齢者世帯、生活保護世帯へのエアコンの設置についてのご質問についてのお答えをさせていただきます。と思えます。

これまで高齢者世帯、冷房器具の設置がどの程度であるか具体的な調査を行ったことはございませんが、内閣府の消費動向調査などによりますと、九州におけるエアコン等の冷房器具の直近の復旧率は95%というふうに言われております。このような状況から、それぞれの住宅環境や生活様式によりますが、既に多くのご家庭には設置をされているんじゃないかというふうに考えております。

しかしながら室内での熱中症の発生は多く、エアコンの適切な利用ができていないケースなども多いと聞いておりますので、高齢者の方には引き続きエアコンの効果的な利用方法など啓発が非常に重要ではないかと思っております。

このような状況に加え、本市に比べて暑さの厳しい県下の自治体においても同様の施策は行っておりません。また、個人の耐久消費財への購入の助成というような公平性の観点からも慎重に検討すべきであるということもございます。現在のところ購入に係る設置といった踏み込んだ施策までは考えておりません。

しかしながら、高齢者などのエアコンが真に必要な方におかれましては、今年度は国の定額給付金10万円、それから本市独自の定額支援金1万円などが既に支給をされております。そして本定例会へ提案させていただいております第2次支援金では、65歳以上の高齢者に1万5,000円支給も予定されております。

最近では比較的安価に購入できるエアコンも機種もあるようでございますので、これら支援金を熱中症対策にもご活用いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 再質問を行います。今、高齢者については、実態調査はしていないと言われました。全国的には約5%の世帯で未設置じゃないかということですね。それは全国データです。

ところで、生活保護については厚生省のほうから毎年調査をするように通知が来ていると思うんです。今回、資料をもらいましたけど、今のところ生活保護者世帯の中で36%の世帯が未設置です。宇佐で調べましたら宇佐の場合は11%の方なんです。それは議会でも答弁ありましたけど。

それからみて、なぜ豊後高田市の場合は、入院あるいは施設入所者を除く生活保護世帯の中で、今のところ47世帯が未設置なんです。これなぜこんなに多くの方がいまだにエアコン設置できないというふうに考えておられますか。これは課長からいいです。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、再質問にお答えをいたします。

どういう理由かという具体的な理由については検証しておりません。ただ、生活保護法実施要領上、必要な保護の種類や程度につきましては、申請をい

ただければ検討の上で支給できるようになっておりますし、保護開始時それから継続時にいろいろな相談事には担当者が相談に乗るようになっております。そういう中で、ご要望等があればご相談いただけるんじゃないかと思いますが、その段階で必要性を感じていらっしゃるのではないかというふうに感じております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長にお尋ねしますが、前回の時にも議論しました結果、佐々木市長に最後に私は3万円でもいい5万円でもいいから何とか助成する方向で検討してもらえないかということに対して、議員さんのご提案もあったので検討させていただきますという答弁しておるんですよ。これ何か職員に対して検討しよという指示を与えて、検討の結果を聞いていますか。

今の生活保護についても厚生省もだんだん変わってきて、新しく生活保護を申請する方で、設置されたい人については、優遇措置があるんです。そうですね。新しい人はあるんですよ。ところが今までの方にはないんですよ。それで、ところが聞いてみたらこれだけコロナの問題で貧困が広がっていると思うのに、高田の場合は生活保護世帯はほとんど増えてないんですよ。だから、例えば田染さんが課長になってから、この間でも何件かは生活保護者で設置した方はありますか。それは課長答えていただいて。

市長、やっぱりこれは今年もう間に合わないから、全国調べておりますよ。コロナの予算を使ってやっているところもあります。コロナ対策という形でね。未設置者については9割補助をしているところもあります、全国には、いろいろ増えていますよ。私は3万円でもいい5万円でもいいから希望者については期限を切って、もう今だったら来年の8月末までぐらいに申請があれば助成するよ、早くやってくれと、命が大事じゃないかということでやってもらいたいと思うんですよ。どうですかね。

私は憲法第25条、「全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する」と、国は全ての健康面において社会福祉や社会保障及び公衆衛生については、保障しなきゃいかんとうたっているんですよ。誰でも生きる権利はあるんですよ。

市長は、人口を増やすと言いますが、今は起こっていないけど、宇佐では起こりました最近。もしエ

9月10日

エアコンを設置していないために亡くなる、命を落とすようなことがあったらどうしますか、大変な問題になるでしょうが。生活保護世帯の36%が設置されていないんです。この実態を市長はどう受け止めるのか。来年に向けて設置を検討してもらいたいと思いますがどうですか。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは、再々質問にお答えをさせていただきます。

まず、エアコンの設置の要望があったかということでございますけれども、私どもの生活保護の実施要領に基づくと、先ほど申し上げましたとおり、確かに議員おっしゃられるように保護の開始時点等で、どうしても必要な場合についてはエアコン等の購入にかかる費用を支給できることとなっております。

しかしながら、従前から生活保護を受給されている世帯につきましては、エアコンでありますとか冷蔵庫など購入が認められた耐久消費財は、従来これを通常の生活扶助の中のやりくりで賄うことというふうにされております。どうしても緊急に必要な場合などは、生活福祉資金などの貸付けを受けて、それを購入費に充てるというようなことも可能であります。

先ほど申し上げました担当者にご相談いただきたいというのはこのことございまして、それ以外の場合につきましては、自分で生活費をやりくりして購入をしていただくということになっております。

これは、先ほど議員おっしゃられたように最低生活の保障ということで実施をされております生活保護法、この実施要領には規定をされていることございまして、私どもといたしましては、この国の法定事務の実施機関として、この実施要領を厳格に捉えて実施をしていくということが必要ではないかというふうに思っております。

それから、先ほどご質問がありました市長が担当のほうに指示を出して検討したのかというご質問でございます。ご答弁の中でも申し上げましたけれども、冷房器具の普及状況、それから県下の取組状況、それから個人資産としての耐久消費財の助成に対する公平性、それから現下の機器の価格、それから熱中症の発生原因やその発生環境などなど多角的に検証いたしまして、今回につきましては現時点で購入の助成に関する事業の取組は考えていないというふうにお答えをさせていただきました。

さらには、こういう中で熱中症を発生するのは、やはり先ほどもちょっと申し上げましたけれども、エアコンがあっても利用されていないとか適切な利用がされていないということ。それから、クーラーそれから扇風機、そういったものの冷房器具もしっかりとしっかりと使っていないということも散見されるというようなこともございます。

今後は、こういった熱中症に関する情報提供や生活に関する知識、こういったものを普及啓発にもっと積極的に取り組んでいかないといけないのではないかというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 来年度に向けて検討できないかということについて答弁がないですよ、市長から答弁させてもらえませんか。

○議長（河野徳久君） 大石議員、私は答弁があったと思いますので、次の質問に移ってください。

○16番（大石忠昭君） 市長、そうなんですか、考えていないんですか、来年度についてもないんですか。東京都では8月に187人亡くなったんですよ。そのうち、調べてみたら、高齢者が8割から9割、これエアコンがない世帯が85%だったんです東京では。

エアコンがないために高齢者が熱中症で死亡しているんですよ。これは、歴史上初めての、これだけの数字は初めてだそうです。そういう状況が起こっているから、私は憲法25条も述べて、何とか最低限度の生活ができるようにやると、高齢者についても約5%がないというなら、それは希望者ですよ。助成制度ですから希望する方については助成するという制度を作るべきだと思うのに、ないんですか。市長は全然検討する用意もないんですか。

○議長（河野徳久君） 大石議員に申し上げます。3回の答弁は終わっていますので、私が答弁があったと判断していますので、次の質問に移ってください。

○16番（大石忠昭君） 市長、それでいいですか。検討もしないということでもいいですか。検討できないんですか。

（○市長（佐々木敏夫君）はい。（挙手）

○議長（河野徳久君） 市長、もう3回の答弁が終わっていますので、議長としてはご遠慮願いたいと思います。大石議員、次の質問に移ってください。

○16番（大石忠昭君） 時間があと30分になった

んですよ。今は2つしかやってないんですよ。よって、あとは質問を短くしますから答弁をもう原稿が長々あってもそれは省いて、聞かれた部分だけを答えてください。いいですか。

3番目の問題は、高齢者対策で2つの問題です。高齢者というのは、老人福祉法においてやっぱり長年社会のために頑張ってきて、いろんな英知を持ってあります。宝物ですよ、私たちにとっては。だから、老後を大事にしてもらって、大事に暮らしてもらうのは、私たち政治家の果たす役割なんですよ。その時に私も高齢になりました、今78歳ですからまだまだ元気ですよ。まだ元気ですけど、私の同級生から聞いてもやっぱり歳を取りたくないなと耳が聞こえなくなるなあという声はかなりあります。

一定以上の視力ある方については、国の助成制度がないんですよ。そこが一点、中クラスの耳の聞こえない方、それに対して国が制度をつくるというのが基本です。これは基本なんです。それが待てないから市町村で独自でやっている。今のところ大分県ではありません。もし、高田がやったら佐々木市長が1番になります、大分県では。そう大した金ではありません。これも全国調べてみました。これも多いところと少ないところがありますけれども、何とか幾分でも助成をしてあげて、でないと、これが鬱や認知症の原因になると言うのが、これは科学者の研究結果です。コミュニケーションがやっぱり低下する、社会生活が低下するんですよ。

お年寄りには大事にせんといかんから、そういう高齢者に対して、それこそ3万円でも5万円でもいいから9割補助のところもあります全国では。助成制度をつくってもらったと思います、市長の考え方を聞きします。つくるか、つくらないか。つくらんと言えれば後で理由を聞きます。それに理由は要らない。もうつくるかつくらんかでいいです。検討するかどうか、今すぐじゃないですよ、来年度に向けて検討するかしないかだけが質問です。その結果で再質問あるかどうかでいいです。検討するかどうかだけでいいです。あとは要りませんよ。

○議長（河野徳久君） 大石議員、これは1番と2番がありますから、2番も一緒に質問してください。

○16番（大石忠昭君） 来年度に向けて検討できないかという質問ですよ。するかしないかだけでいい。しないならしないでもいいです。なぜかという理由を聞きます。するなら頑張ってくれと言います。それだけです。

2つ目は、これも高齢者において全国調べたらすごいですね。高齢者の方、障がい者の方がそれぞれの地域のごみの集積所までごみを持っていくのがもう重たいと、腰が悪くて、そういう方あるいは遠いという方について、こういう方が全国で増えているんですよ。

それで環境省のほうも、昨年度からこれはどんどん増えておるから、これは市町村が支援策を取っておるんで、補助金を出しましょうと、これはいわゆる特別交付税措置をすることになったんで、半額です。通知が行っています。そういう事業をする計画作っても半額出してあげますよっていう通知が行っていますね。それによって全国一斉にどういふことをやるかと、今のところで約25%の地方自治体、100%だったら25やっていますでしょう。それをやっているんですよ。

これも豊後高田市も乗り遅れないように、高齢者の立場に立って希望者についてはやるというふうにしてもらいたいと思いますが、その来年度に向けて検討する考えはあるかないかでいいです。あるならある、ないならないでいいです。

○議長（河野徳久君） 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長（田染定利君） それでは初めに、補聴器の購入助成についてのご質問にお答えをいたします。

あるかないかということでございますので、現時点では助成に対する事業の検討は考えておりません。

次に、高齢者のごみ出し支援に関してでございます。

私ども福祉サイドといたしましては、これは地域の中で共に支えあえる社会の構築などを中心に検討をさせていただきたいと考えております。そういう意味で、本議会の予算のほうにも提案をさせていただいています。社会福祉協議会が実施の協力をいただけるということで考えております支えあいまちづくり事業の中で様々な検証、それから状況の調査等も実施して、それを受けた上で来年度事業等を検討させていただきたいというふうになっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） それでは、時間がありますので先に行きたいと思うんですけども、この補聴器の問題についても、ぜひ市長に検討することを再度要望しておきます。

それから、ごみ出し支援については、市直営じゃなくて社協に依頼をして、やろうとしているんだけど、実態調査については市の責任でやるべきだと思いますが、どうですか。

○議長(河野徳久君) 社会福祉課長、田染定利君。

○社会福祉課長(田染定利君) それでは、大石議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、地域住民の支えあい活動を支援するための、人材として社会福祉協議会内に人員配置をいただきまして、地域のサロン活動、それから主催する多世代交流事業などを通じて地域が抱える問題、ごみ出しそのほか様々小さな課題もあろうかと思えます。こういったものを掘り起こしをするとともに、地域の中でどう共助できるか、共に支えあえるかというシステムの構築も、この中で検討していくという中で、私ども社会福祉課のほうも一緒に取り組めるような事業展開ができればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長(河野徳久君) 16番、大石忠昭君。

○16番(大石忠昭君) あの、参考までにあなた方も見ていると思いますけれども、環境省のほうが全国先進例21例をこれぐらいのものしておりますね。どんどんやってくれと半額補助を出すよということで、これを読んでいますか。これを読んで、そういうものも市の直営のところと、今いう社協に頼んでいるところとありますね、全国的に。

最も有効な方法、私の言う障がい者や高齢者で、ごみ出しが困難で困っている方については、行政の責任で国から半額もらえるんだから、それを使ってやるということでもいいですね。努力してもらいたいです。市長いいですか。そういうつもりでやってください。

次へ行きます。時間がないから。

次は、企業誘致・市民の働く場所確保の問題です。これはもう前、永松市長時代については、元商工労働観光部長だったんじゃないかと、その割に中核工業団地に誘致ができないじゃないかということでよく議論してきました。それでも、あるいは最後本人が市長を辞めるという時に、あと1年間あるんだから1年間で、もう1社でも誘致できないかというぐらいに詰めましたけど、とうとうできませんでした。

その後ありまして、現在では質問要旨に書いているように4区画で5万3,000平方メートル、5町3

反ほど残っているんですね。ここも含めてやはりここは県外の企業誘致、それから、あとの美和工業団地や大村工業団地などについては県内の企業ということになると思うんですよ。そういうことを含めて、企業誘致というのは市長が柱に掲げている人口を増やす、増やすと、あれだけ無償団地も造ったことですが、働く場所がなければ高田に住むってことにならない、若い人も出てしまいます。

こういう質問するのは、今度初めてなんですけれども、やっぱり市長の任期もあとわずかになりましたんで、やっぱり企業誘致については前の市長の商工労働部長よりは、俺のほうかやるぞというぐらいの企業誘致に対する基本的な考え方を述べてもらいたいと思うんです。ここで言っているのは市長の認識を聞いているんです。今、高田において企業誘致がなぜ大事なのか、そのためどうするかという市長の基本認識を聞きます。

○議長(河野徳久君) 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長(河野真一君) それでは、企業誘致・働く場の確保についてのご質問にお答えいたします。

まず、大分北部中核工業団地の現状を申し上げますと、現在、分割譲渡後の残地4区画、約5.3ヘクタールが未契約用地として……(○16番(大石忠昭君) 事業説明は要りません。もう時間がないから。企業誘致にどうするのか聞いているんですよ。)残り4区画につきましては、大分県と連携し、鋭意企業誘致を進めているところでありまして、昨日、議案質疑でもご答弁申し上げましたように、企業誘致促進のための環境整備として、本定例会におきまして排水路の布設替え工事に係る予算を計上しているところでございます。

企業誘致につきましては、平成28年度に企業立地促進条例を制定し、市独自の奨励金を設けるなど近隣自治体に負けまいよう積極的に誘致活動を行っておりまして、市民の雇用の場の確保に努めております。

さらに、大分北部中核工業団地につきましては、大分県土地開発公社の所有でございまして、県外企業への販売しかできないため、現在、市内及び県内企業の増設や誘致に対応できる工業用地の確保についても検討を進めているところでございます。

本市の誘致企業の多くは今回の新型コロナウイルスにより大打撃を受けながらも、国の雇用調整助成金等支援策を活用し、従業員の雇用確保維持に努め

ていただいております。

今後ともより幅広い産業誘致できるよう、県とも連係を密にして誘致活動に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 市長、一言認識を聞きたいんですけども、今、聞いた中で県内企業が誘致できるように検討しているということですけども、私はもう地元の方から美和工業団地について、あの周辺の約9町3反分を買収すると。それも来年3月までに買収を全て終わりたいという説明までやっていますね。ライスセンターの補償をどうするかということまでありまして、毎晩毎晩花いろで話題になるんですけど、私たち市会議員は一切知らないんですよ。本当かいということで資料を取り寄せましたら、そういう説明していますね。来年3月まで用地買収が終わるといふ説明でしょう。その区画の地図も示しています。カラー刷り版で、ここにありますがけれども。

こういうことまでいっているのに、市長、市会議員に対して市長としてはこういうことを考えているんだと、皆さん協力してもらいたいというようなことはないんですか。あの美和工業団地は、私も長いこと議員をしておりますから思い出しますと、倉田市長時代に造成したものなんです。あの時は課長会を集めて、全部それぞれに対してどの課長頼む、どの課長頼む、全部貼り付けをしまして短時間に終わりましたよ、用地交渉が。

それでも、ある方はできませんでした。ある方とある方はできませんでしたが、その時に市会議員も知らんで、大石さんライスセンターが1億ぐらい補償を出すんですけど、本当かいと言って、そんなことになってないよ、まさかないでしょうと、説明会の資料をもらったら、そこまでは……。話はどんどんどんどん広がるんです。一反何ぼ何ぼになると広がってしまうからね。やっぱりこういう佐々木市長において新たに工業団地を作るといふのは、初めてのことでしょ。

これまでの無償団地を作るといふことは、選挙の前から毎度のことありました。また選挙があります。でも、恐らく来年3月まで全て買収するとなると、もう予算化しないとできないでしょう。そういう問題も市長が、市民にも承服せんとはということなんです。私は反対するんじゃないですよ、いいこ

とだからやれと言いたいんだけど、やっぱり市民の前にどうしたいんだという計画を発表してもらいたいと思うんですよ。議員にも協力を求めてもらいたいと思いますが、どうですか。これも市長答えられませんか。ちょっと課長待ちないちゃ。市長の姿勢を答えてください。

○議長（河野徳久君） しばらく休憩します。

午前11時35分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（河野徳久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○16番（大石忠昭君） 議長、議事進行について発言します。

○議長（河野徳久君） まず、私のほうにちょっと従ってください。議長の……。

（○16番（大石忠昭君） 大事なことなんです。時間が無い、あと12分ぐらいしかないんですよ。）

○議長（河野徳久君） ちょっと待ってください。答弁もありますので。

（○16番（大石忠昭君） 全部やりたいもんでね。）

○議長（河野徳久君） はい、答弁させますから。

（○16番（大石忠昭君） 答弁、もう要らない、答弁あったんですから。市長の答弁なら分かりますよ。）

○議長（河野徳久君） 分かりました。

（○16番（大石忠昭君） 市長の答弁じゃなかったら、答弁要らないです。）

○議長（河野徳久君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） 答弁の前に、ご説明をちょっとさせていただきたいんですが。

（○16番（大石忠昭君） 要らないって。説明なんか要らないよ。答弁要らないよ。説明なんか要らない。答弁があったんじゃないか。再質問に対する答弁をしなさい。時間が無いから駄目ちゃ、そら。）

先ほど大石議員からご質問がありました美和工業団地につきましては、現在、適地調査をしている中で、地元意向調査で入ったものでございます。したがって、現時点では、事業費や事業規模、また年内中に買収する……（○16番（大石忠昭君） そんなこと聞いてない。聞いてないじゃないですか）とかいう内容は全く決まっておりません。内容が確定次第、ご説明を申し上げたいと思っております。

質問内容、美和工業団地については、聞き取りの時に一切聞いておりませんので、実際は質問外とは思いますが、今、誤解が生じたら非常に困ると思いますので、正しい情報をご提供した次第でございます。

9月10日

す。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠明君。
○16番（大石忠昭君） 議長、執行部に協力するのもいいけど、やっぱり議員のほうにもね。時間、1時間しかないから、有効な質問をさせて、かみ合った答弁させてくださいよ。

今の問題、聞き取りにあったとか、なかったとか言っているけど……。

○議長（河野徳久君） 事務局。

○16番（大石忠昭君） あなたは……。

○議長（河野徳久君） 大石議員、ちょっと着席してください。

事務局、時計を止めてください。私に一言しゃべらせてください。

○16番（大石忠昭君） 待って。発言中です。発言中は私にしゃべらせてください。

○議長（河野徳久君） 着席してください。

○16番（大石忠昭君） いいですか。責任取れますか。

○議長（河野徳久君） 取ります。私のしゃべる時間はあなたの時間を取らなくて、今、止めています。

私が今、事務局長はじめ総務課長、商工観光課長とお話をしたのは、聞き取り時に、例の美和工業団地だと私は思うんですけど、その件については大石議員とすり合わせは一切なかったということで。しかし、これは市として大事なことから説明をさせていただきますいちょうことで商工観光課長のほうが言うものですから、私としても、市民に誤解を与えてはいけないので、今、説明をさせたところです。

そして、その後、大石議員の再質問に対して答弁したと解釈しております。

このまま会議を続けます。これから時間が入ります。

○16番（大石忠昭君） ちょっと待って。ちょっと休憩時間だからいいですか。

○議長（河野徳久君） 休憩取るんですか。

○16番（大石忠昭君） 今、休憩続けているから聞きますけどね。

○議長（河野徳久君） いや、そんなに休憩取る必要もないし。

○16番（大石忠昭君） 聞き取りにあったか、なかったかというのはどういうことなんですか。私の再質問が間違いなんですか。

○議長（河野徳久君） しばらく休憩します。

午前11時44分 休憩

午前11時47分 再開

○議長（河野徳久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 企業誘致の問題について、再々質問を市長にいたします。

今、休憩も取って、いろいろありましたけど、今、基本的なことは、私が質問しているのは、やっぱり、市長が人口増加対策を大きな柱にすると、無償団地まで造ったんですね。あるいは、いろいろ子育て支援の事業も、かなり多くやっています。そういうことを評価しているんですよ。しかし、働く場所がないというのが大きな声ですから、何とか、もう、私は永松市長になってから、企業誘致をやれやれということ、一言も言ったことないんですよ。今の段階で、もう選挙の前でもあるし、今までの高田の事情を一番よく知っているわけやから、とうとう中核工業団地には4区画に企業が配置されないままなんだと、これは聞いてみたら、大分県以外の企業しか入れないんですよ。大分県内の企業については、まだ、ほかのところに造る以外がないという問題があるでしょう。だから、市長は企業誘致について、どういう考え方なのかと、積極的に進めてもらいたいと、認識を聞いているんですよ。それに対して、市長、答えられないんですか。たった一言答えられないんですか、そんな問題。基本姿勢の問題でしょう。聞き取りがあったかとか、ないとかという議論の問題なんですよ。企業誘致に積極的に取り組むべき、その市長の基本姿勢はどうですかいちょうことを聞いているんです。これが言えないんですか、市民の前。いや、もう、市長が言えなかったら、課長はいいですよ、答弁要らない。時間がもったいない。それが言えないんですか。それが言えないの、市長。説明会までしとってやな、企業誘致をしたいんでしょう、県内企業を誘致したいんでしょうが、その気持ちが言えないんですか。いや、市長が言えないんですかというの。市長が言えないんですか。大事なことで、市長の政治姿勢が問われる政策的な問題でしょうが。

○議長（河野徳久君） 市長、佐々木敏夫君。

自席からです。3回目ですから。

○市長（佐々木敏夫君） 企業誘致は大事なことで、今、ご案内のとおり、新型コロナ対策等がありまして、企業も大変厳しい状況下にあると思っております。

す。しかしながら、我々も積極的に企業誘致に取り組んでおりますし、また、今、大分県では、企業誘致に対する用地がなかなかないという、そういう状況下にありますし、そういう意味で、企業誘致に適したところがあるかどうか、内部調査をさせておるところであります。美和だけに限ったところではありませんが、そういう意味で、積極的に取り組んで今いっておりますが、また、雇用の場の確保は市報等でご案内のとおり、多くの企業が求人をおもてするの事実であります。そういう意味で、いろいろな中で、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） 時間がありませんので、あと9分になりましたけども、1項、3項、3分で質問、答弁を求めたいと思うんです。

1項は、教職員の皆さんが依然として超過勤務が続いておまして、社会問題になり、国のほうも働き方改革でいろいろ指針を出してきましたが、豊後高田の場合は、今の現状をどう認識しているのか。今後、この超過勤務の改善にどう取り組むかをほんの短く伝えてください。

もう一つは、そういう中で、国のほうは法律を強行して、教職員の変形労働制を来年度から実施しよう。これはあくまでも市町村がやるかどうかを決めます。県はまだ、今度の議会には条例化はまだ、県で条例をつくらなかった結果で、それでまた市町村の動きが変わってくるんですけども、基本的には、私はこれをやれば、ますます一部の労働者については、過酷なことになるんじゃないかと、きっぱりとこの導入を大分県としてはやめるように、県では条例をつくらないように働きかけてもらいたいです。教育長の認識を聞きます。もうそれ簡単でいいです。

○議長（河野徳久君） 教育長、河野 潔君。

○教育長（河野 潔君） それでは、私のほうからは、大石議員の変形労働時間制についての質問にお答えをいたします。

まず、このことにつきましては、前回の大石議員から、定例会の中で2点にわたってのご提言をいただいております。

私も、教職員の働き方改革を推進することと、この変形労働制というのが必ずしも直結するものではないと考えておるところであります。教育は人なりという言葉がありますけれども、教育の質の向上が将来にわたって約束される教育の実現のためには、

教職員が何よりも健康で元気でなくてはならないと考えているところであります。

教職員の長時間労働が解消されて、そして、教職員研修などもしっかりと保障され、夢のある教職員が、そして、その姿が、教師像が実現されなければならないと考えているところであります。

そのために、今、緊急で最も必要で直結する取組の一つに、1学級の児童生徒の定員の見直し。そして、2つ目に、教職員定数法の改善。さらには、3つ目に、部活動をはじめとする外部指導者の配置、そして、教育課程の弾力的な運用ということが直結する問題だと思っております。

また、日々成長する子どもたちが大きな夢が持てるように、そして、その夢の実現ができるように、最大の支援をする教職員にとっては、毎日毎日が大切だと思っております。そういう意味では、そこに、繁忙期であるとか、また、閑散期という、そういう発想というのは、そぐわないものだと考えておるところであります。そのような立場で、この変形労働時間制というのを県条例の制定の動きに対しましては、今後も注視し、慎重に対応するように、県の県教委のほうにも働きかけていきたいと、そう思っているところであります。

以上であります。（○16番（大石忠昭君）議長、時間がありませんので、これでいいです。次へ行きます。いいですか）

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あとは、イノシシ、鹿対策についてであります。

今朝も香々地の方から電話がありまして、もう家の前、裏に、イノシシが出る、鹿が出ると、もう野菜は鹿から食われてしまうと、里芋や芋はイノシシからやられてしまう、今、要るのにもやられてしまったと、何とかしてくださいという声があるほどです。

全体的には、全国的にも、大分県でも豊後高田でも被害は減っていますけれども、一部を新たに、そういう個人の自宅の周りでも被害が広がっているんですが、何とか被害を食い止めるために、新たな事業ができないか。あるならば、それだけで教えてください。もう現状はいいです。現状は大変な問題やからね。新たに来年度に向かってやるということがあれば、市長でも、どっちでもいいです。新たな事業をやりたいということがあれば、教えてください。それだけでいいです。時間がないから。

○議長（河野徳久君） 耕地林業課長、早田博昭君。

○耕地林業課長（早田博昭君） イノシシ、鹿の対策についてですが、家の周りに被害が出ているというのは何件か聞いております。地元のほうから要望がありまして、猟友会に頼んで、わなを設置したりとかいう対策を取っております。基本的には、個人で守ってもらうために、防護柵の補助を出しております。今月9月号の市報に来年度に向けた設置の案内のお知らせを掲載しておりますので、設置する予定である方については、申込みを、来年度に向けた申込みをしていただきたいというふうに考えております。

新たな事業としては、今のところ考えておりませんが、あくまで捕獲事業と防止対策、その2点でいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（河野徳久君） 16番、大石忠昭君。

○16番（大石忠昭君） あと、観光振興対策について、2点質問いたします。

1つは、市長が夷谷にロープウェイの構想を打ち出しましたけれども、どうも断念したようでありますので、そうなりますと、あの日本の名勝に指定された長崎鼻、夷谷のあの景勝を活かした観光をどう取り組むかということでは、英知を絞って取り組んでもらいたいと思うんですが、今のところ、あの検討委員会からの景勝を遮っている雑木については伐採しようという提言があっておりますけれども、事業に取り組んでおりますが、今後、この夷の中山仙境関係で、どういう振興を考えているか。

もう一つは、真玉の海岸の問題です。真玉の海岸はご承知のように、日本の夕陽百選に選定をされておりますし、年々観光客が増えております。前にも、私、提言したように、ここはどこから見ても、毎日の夕陽の状況というのは景色が変わるんですけどね、特に冬場については、太陽がこちら側の南側に行くもんですから、あの高いところから見たら、あの干潟の模様というのは、毎日毎日すごいですね。非常に観光客を呼ぶスポットになると思うんです。そういうものを活かした観光、真玉の海岸、夕陽観光をどう進めるか、お尋ねします。

○議長（河野徳久君） 商工観光課長、河野真一君。

○商工観光課長（河野真一君） それでは、観光振興対策についてのご質問のうち、始めに、夷谷地区の特徴的な岩峰を活かした観光振興についてお答えいたします。

夷谷は、ご案内のとおり、平成30年に本市2番目

の国の名勝に指定されました耶馬と呼ばれる奇岩が連なる自然景観は、江戸時代には歌人で国学者の高井八穂らが夷谷を訪れて和歌を詠み、夷谷八景を定め、谷を彩る折々の自然をめぐる文化は、今も夷谷に息づいています。しかしながら、近年は雑木などの樹木が繁茂し過ぎまして、耶馬と呼ばれる景観が分りにくくなっております。この対策としまして、昨年からの補助金を活用して、地域の皆さんのご協力をいただきながら、昔の景観を復活させるべく、一路一景公園周辺の樹木の伐採を進めているところでございます。

今後とも、景観復活に向けた雑木等の伐採を進めるとともに、夷谷温泉や長崎鼻との連携をはじめ、日本遺産に認定された特徴ある六郷満山文化、鬼が仏になった里「くにさき」や、国の名勝指定を受けた天念寺、無動寺耶馬といったほかの地域がまねできない地域の資源を活かし、近隣の自治体とも連携しながら、観光振興に取り組んでまいります。

次に、真玉海岸の景観を活かした観光振興についてお答えいたします。

議員ご案内のとおり、真玉海岸は、広大な干潟をつくる、しま模様と夕陽が織りなすコントラストの美しさから、日本夕陽百選に選ばれた本市を代表する景観の一つでございます。県内外から多くの写真家が訪れる絶景のスポットでありまして、近年では、昭和の町から長崎鼻までの海岸を恋叶ロードとして売り出していることもあり、カップルや女性客といった新たな観光客の方々も多く見られるようになってきました。この景観を今後とも活かせるように、いろいろな景観向上の対策について、検討してまいります。

以上でございます。（○16番（大石忠昭君） 終わります）

○議長（河野徳久君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。明日から9月17日まで休会し、各委員会において、付託案件の審査をお願いいたします。

次の本会議は、9月18日午前10時に再開し、各委員長の報告を求め、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。なお、討論の通告は、9月16日午後5時までに提出願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時3分 散会

9月10日

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

豊後高田市議会議長 河野 徳久

豊後高田市議会議員 中尾 勉

豊後高田市議会議員 黒田 健一